

新聞から見る公共圏と「地域」 —『ポーゼン大公国新聞』の分析から—

割田 聖史

目次

序

I 検閲とポーゼン州における出版

1. プロイセンにおける検閲
2. ポーゼン州における定期刊行物の出版状況

II 『ポーゼン大公国新聞』

1. 『ポーゼン大公国新聞』の位置
2. 『ポーゼン大公国新聞』の紙面構成

III 『ポーゼン大公国新聞』の「使命」

1. 時代の鏡として
2. 州の新聞として

結

序

本稿は、『ポーゼン大公国新聞』の『ドイツ語版』、『ポーランド語版』の比較を行い、そこで語られる「地域」をとらえることを目的とする。

なお、本稿が分析の対象とする期間は、1840年から1846年までとする。プロイセンでは、1840年に国王フリードリヒ・ヴィルヘルムⅢ世が死去し、フリードリヒ・ヴィルヘルムⅣ世が王位についた。この国王交代により、プロイセンにおける検閲が緩和され、以前に比べ相対的に自由な出版活動が可能となったとされているからである。また、本稿の分析の終点である1846年は、2月末にポーゼン市において蜂起計画の失敗があり、それが新聞の論調の中に新しい傾向を生じさせるためである。

ポーゼン州は、18世紀後半の「ポーランド分割」でプロイセンに併合された後、ナポレオン戦争期にはワルシャワ公国の一端となり、1815年のウィーン条約によりプロイセンに「再編入」された地域である。従来の研究史において、19世紀前半のポーゼン州における主要な課題は「民族問題」であった。民族が問題とされてきたのは、その成立の歴史的経験の結果、ポーゼン州は、ドイツ人とポーランド人の混住地域とされてきたためである。その際特に、問題とされるのは、ポーランド人への抑圧である。そして、その抑圧のための中心的な道具は、ポーランド語を劣位に置くといった言語的措置とされてきた。ここでは、言語と民族が重なり合ったものととらえられている。ポーゼン州の歴史叙述においては、このような言語と民族に基づく説明形式が、事実上唯一のものであった。

確かに、ポーゼン州において、「ドイツ語」と「ポーランド語」の並存という状況は存在した。しかし、近年の「国民形成」をめぐる研究史から考えると、それが単純に両民族の存在を前提とすることにはならないだろう。特にポーゼン州や「ドイツ領ポーランド」における研究史は、言語とそれに関係する集団の問題を密接に結びつけることで問題を構成しているため、言語を問い合わせることは、研究史への有効な批判となりうる。

そこで、本稿では「公共圏」という概念を使

用して、当時のポーゼン州に関して別の説明形式を試みたい。

本稿では、公共圏という用語で、「公衆へと集合した私人たちの」「公権力に対抗する批判的な圏」を指すこととする。そして、その内部では自由な討論が行われ、世論を形成する¹。そこから、その圏域内部でのコミュニケーション・コードの問題が浮上する。

公共圏が一定のコミュニケーション・コードを共有する「文化」の一定の形であるとするならば、そこへの参加には境界と差異が生み出されることになる。本稿の問題関心では、「言語」の問題がこれにあたる。

ここで「言語」と表記しているのは、口語ではなく、「出版語」である²。出版語こそが、公共圏の圏域内部において、コミュニケーション・コードとして通用するものであった。そして、「民族」の境界地域とされるところには、「言語」は複数存在することになる。

このことは、一定の物理的空間において、複数の「公共圏」が成立しうることを導く。この複数性は、階層・階級の差異、ジェンダーの差異、国民による差異などさまざまな要素から生じうる。本稿では、「言語」を問題とすることから、主に国民による差異に接近することになる。

本稿で扱うポーゼン州には、成立の歴史的諸条件から「ドイツ語」と「ポーランド語」を使用する貴族、土地所有者、市民、知識人階層が

存在した。そのため、19世紀前半には、「ドイツ語」と「ポーランド語」の公共圏を設定することが出来る。

階層的に見た場合、この時期には、「市民的公共圏」に対して、さらに対抗的に別の「公共圏」を成立させる集団は欠如していたことは指摘しておくべきであろう。また、その「市民的公共圏」は、この時期に「文芸的公共圏」から「政治的公共圏」へと機能を転換させていくこととなる³。

具体的には、本稿は、『ポーゼン大公国新聞（Zeitung des Großherzogthums Posen/ Gazeta Wielkiego Księstwa Poznanskiego）』という新聞を分析対象とする。『ポーゼン大公国新聞』については第2章で詳しく述べることとなるが、1815年から1848年革命に至る時期のポーゼン州において、唯一の政治的新聞であった⁴。また、『官報』⁵を除いて、『ドイツ語版』と『ポーランド語版』（以下、本文中ではこのように略記）の双方を備えた定期刊行物としても唯一のものである。この両言語の版は、従来研究において資料

³ 僧原は、メディアの世界だけでなくアソシエーション、自治体を含めた分析からチェコにおける「国民社会」を展望している。本稿は、そこで指摘されている「国民社会」論の構想に大きな示唆を得ている。僧原琢「文化的規範としての公共圏 王朝的秩序と国民社会の成立」『歴史学研究』781号（2003年10月）。

⁴ 『ポーゼン大公国新聞』（Zeitung des Großherzogthums Posen/Gazeta Wielkiego Księstwa Poznanskiego）であるが、以下注においては『ドイツ語版』をZeitung、『ポーランド語版』をGazetaと略記する。なお、本稿の対象である1840年から1846年までの期間に関して、『ドイツ語版』は、ベルリンの国立図書館（Staatsbibliothek zu Berlin Preußischer Kulturbesitz）のマイクロフィルムを利用したのであるが、1842年1月から6月、1844年7月から12月、1845年1月から6月が欠けている。『ポーランド語版』はワルシャワのポーランド国立図書館のものを利用し、この期間は全て揃っている。

⁵ 『官報』は県毎に出された。ポーゼン州はポーゼン県とプロンペルク県に区分される。ポーゼン県は、Amtsblatt der Regierung Posen/Dziennik Urzędowy Królewskiej Regencji w Poznaniu。プロンペルク県は、Amtsblatt der Regierung Bromberg/Dziennik Urzędowy Królewskiej Regencji w Bydgoszczy。

¹ 公共圏を空間概念と重ね合わせるという構想は、花田達朗『公共圏という名の社会空間』（木鐸社、1996年）および花田達朗『メディアと公共圏のポリティクス』（東京大学出版会、1999年）においてすでに提起されている。

² ベネディクト・アンダーソン『増補想像の共同体』（NTT出版、1997年）参照。

として使用される場合、事実上、相互の翻訳としてみなされてきた。そのため、ドイツ語の研究では『ドイツ語版』が、ポーランド語の研究においては『ポーランド語版』が事実上参照されてきた。しかし、『ドイツ語版』と『ポーランド語版』は、実際には、異なる編集者を持ち、一定に内容を共有しつつも、別の新聞である。この共有と差異の並存から、相互の比較を行う意義が生じると考える。

なお、『ポーゼン大公国新聞』のみで、「ポーゼン州」における公共圏全体を見渡すことは不可能である。しかし、新聞は、読者層を前提すると同時に、その公共圏を形成していくという相互作用的機能を持っている。そして、この『ポーゼン大公国新聞』が上述のような状況にあつたことから、この新聞をもってポーゼン州の公共圏を代表させることもあながち不当ではないだろう。しかし、この時期のプロイセンでは検閲が行われており、世論を形成するという機能は大きく制限されていたことは忘れるべきではない。

当時のポーゼン州における新聞と検閲に関する研究を若干挙げておくこととしたい。

まず、『ポーゼン大公国新聞』そのものを専門的に扱った研究はない。しかし、この時期の検閲と出版の問題を取り扱ったラウベルト(Manfred Laubert)の著作は、『ポーゼン大公国新聞』にほぼ一章を割いており、本稿もこの研究に依拠するところは大きい⁶。

⁶ Laubert, Manfred, *Presse und Zensur der Provinz Posen in neupreußischer Zeit (1815-1847)* (Lissa i. P., 1908)。この著作は本来 Laubert, Manfred, *Studien zur Geschichte der Provinz Posen in der 1. Hälfte des 19.Jahrhunderts*, Bd.1. (Posen, 1909) の一部であるが、独立して印刷されたものがある。本稿の頁数は後者を使用している。

また、19世紀前半のポーゼン州における出版関係に関する主題で最も関心が寄せられているのは、検閲の問題である。近年、クハルチク(Grzegorz Kucharczyk)により検閲の研究がなされたが、ポーランド語書籍に関するのみであり、また新聞・雑誌の検閲についての叙述は少ない。本稿の問題関心からするとその点で不満が残る⁷。

I 検閲とポーゼン州における出版

1. プロイセンにおける検閲

ここではまず、1815年から1840年代にいたるプロイセンにおける検閲について触れておかなければならない。検閲は、当時の出版活動に大きな制限を加えるものであり、同時にそれが当時の出版活動の前提となつたためである⁸。

19世紀前半のプロイセンにおける検閲強化の契機となったのは、1819年9月20日のドイツ連邦決議、いわゆる「カールスバート決議(Die Karlsbader Beschlüsse)」⁹である。カールスバート決議は、従来の連邦規約で定められていた「出版の自由」に関する項目(§18)¹⁰を当面5年間凍結することとした(この期間は1824年8月16日に延長され、時限性はなくなった)。検閲に関しては各領邦の責任とした(§10)。

⁷ Kucharczyk, Grzegorz, *Cenzur pruska w Wielkopolsce w czasach zaborów 1815-1914* (Poznań, 2001)。この他に挙げておくべきなのは、ポーゼン州のドイツ語の文化生活に関する著作、Polczynska, Edyta, *Im polnischen Wind* (Poznań, 1988) がある。

⁸ 検閲全般に関しては、ディーター・ブロイア『ドイツの文芸検閲史』浜本隆志、宇佐美幸彦、芳原政弘共訳(関西大学出版部、1997年)、ロバート・ジャスティン・ゴールドスティーン『政治的検閲 19世紀ヨーロッパにおける』城戸朋子、村山圭一郎訳(法政大学出版局、2003年)。

⁹ Huber, Ernst Rudolf (Hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd. I (3.Aufl. Stuttgart, 1961), S.102-104.

¹⁰ Huber, Ernst Rudolf (Hg.), *Dokumente*, Bd.I, S.90.

この決議に従って、プロイセンでは、1819年10月18日に「検閲令」が布告された¹¹。

まずカールスバート決議に従って、この法律そのものも5年間の時限立法であることが示された。その上で、連邦では頁数が20ボーゲン以下の印刷物のみを検閲するとされているが、プロイセンではすべての出版物の検閲を従来通り行うと規定された。そして、この「検閲令」は、プロイセン領内において個々の地域で通用していた検閲に関する法に優越した一般規定であるとされたことが重要である（§10）。つまり、この検閲という作業は、プロイセン国家の一体性を作り出す一端を担ったのである。

この検閲規定は、5年間の時限立法だったが、1824年9月18日に事実上永続化した¹²。それ以降、1820年代、1830年代を通じて、検閲は強化されていった。

特に、1830年のフランス2月革命、1830/1831年のポーランド11月蜂起は、検閲の強化へつながることとなった。1834年2月19日の内閣令は、1819年「検閲令」の§10 XIを変更し、ドイツ連邦の内外にかかわらず、プロイセン外でのポーランド語で出版された書物も検閲の対象とした¹³。

しかしその一方で、1820年の段階で、国内に関する情報を制限すると同時に、「外国における諸事件に関する正しい情報を民衆に与える必要性があり」、そのため外国に関する情報を新聞から得させるため、「宰相（ハルデンベルク）筆

者）は、外国の状況に関しては、州長官に（検閲を一筆者）緩和させる必要性を感じていた」¹⁴。その結果、国外に関する記事は、国内の情報に比べ、詳細なものとなった。

1840年、国王フリードリヒ・ヴィルヘルムIII世が死去し、フリードリヒ・ヴィルヘルムIV世が即位したことから、検閲の緩和が始まった。新国王フリードリヒ・ヴィルヘルムIV世およびその近臣は、1815年時の現状維持はもはや不可能であると考えていた。その際、彼らは、新しい力がプロイセン社会を変化させているとらえていた。その理解はいまだ曖昧であったが、1820年代、1830年代とは異なる新しい公共圏が現れつつあり、もはや官僚絶対主義のコントロールが不可能であることを理解していた。そして、彼らは、その新しい公共圏を君主制原理維持のために使おうとした¹⁵。そのため、検閲の緩和により、その公共圏を活性化させることを考えたのである。

1841年12月10日の回状において、フリードリヒ・ヴィルヘルムIV世は、検閲の緩和を指示した¹⁶。その現れは、まず、1842年10月、20ボーゲン以上のすべての書物への検閲が廃止されるという形であらわれた¹⁷。

続いて、1843年1月31日に新たな「検閲令」が布告された¹⁸。この「検閲令」では、よき道徳を傷つけるものの出版は許可されないとされた（§III）。また、国内に関するもので、国王や

¹¹ *Gesetzesammlung für die königlichen Preußischen Staaten*（以下、GSと略）1819, S.224-232.

¹² GS 1824, S.164.

¹³ GS 1834, S.55. このことは、1837年8月6日の内閣令においても確認された（GS 1843, S.141-142）。

¹⁴ Laubert, S.9.

¹⁵ Barclay, David E., *Frederick William IV and the Prussian Monarchy 1840-1861* (New York, 1995), p.50.

¹⁶ GS 1843, S.25.

¹⁷ Laubert, S.13.

¹⁸ GS 1843, S.27-30.

王族を誹謗するもの、国家やその制度を攻撃するものは許可されなかった。しかし、新聞や雑誌においては、1) 国制 (Verfassung) 2) 立法 (Gesetzgebung)、3) 行政 (Verwaltung) に関する記事の掲載は許可された。ただし、国制に関しては、プロイセン国家の君主制原理 (das monarchischen Prinzip)、身分制的制度 (ständische Institution) への攻撃、立法に関しては既に規定された法律に対しての批判、行政に関しては改革の示唆、といったことは許されなかった。さらに、これらに関しては、直接書かれた内容だけでなく、「調子や傾向 (Ton und Tendenz)」でも検閲で問題になりうるとされた。

この「検閲令」は確かに厳しいものであったが、国政、立法、行政といった事柄に関して、新聞や雑誌において論じる可能性を生じさせたことの意義は大きなものであった。これにより、1840年代半ばには、検閲という国家の監視の下であるが、政治的公共圏が展開する余地が大きくなつたといえるだろう。

1843年6月30日には、1843年の「検閲令」への追加規定が布告された。ここでは、新聞・雑誌への検閲も内相によって行われることが確認された (§15)。ただし、ここで、雑誌とは、日刊や一月に一回以上刊行するものとされており、月刊以上のものへの承認は事実上不要とされた¹⁹。

このように1840年代前半には、検閲がかなり緩和されたことが確認できるだろう。

2. ポーゼン州における定期刊行物の出版状況

ポーゼン州が成立した1815年、ポーゼン州における出版は、まったくの「白紙」であった²⁰。この状況が、プロイセンに編入されて以降、次第に変化していくこととなる²¹。

1815年以降、ポーゼン州に出版社が設立され、雑誌を発行し始めた。しかし、出版が本格的に展開するのは1830年代以降である²²。

既に述べたように、1830年、1831年のポーランド王国における11月蜂起の影響により、検閲が強化された。そして、この時期は、1831年から州長官に就任したフロットヴェル (Flottwell) の統治期間にあたる。このフロットヴェル期は、業務語として「ポーランド語」を「ドイツ語」に対して劣位におく言語令が規定された時期であり、研究史上では「ゲルマン化」が進められ、ポーランド人への抑圧が強化された時期と評価されている²³。しかし、実際にはそのような評価とは異なり、この時期にこそ、ポーゼン州における出版活動は、「ポーランド語」においても、「ドイツ語」においても、一層の展開が見られた。そのほとんどが短期間で廃刊となつたが、ここでは比較的長期間続き、影響力があったものを挙げておくことにしたい。

この時期にまず注目すべきなのは、リサ市 (Lissa、ポーランド語名レシュノ (Leszno)) の

¹⁹ Laubert, S.41.

²⁰ ポーゼン州で出版されていた新聞・雑誌の一覧は以下を参照。
Semrau, Zofia, Czasopisma Poznańskie. Zestawienie tytułów i krótką charakterystyką, Część I (1794-1858), Kronika Miasta Poznania, 27-1 (1958).

²¹ ポーゼン州での出版活動については、Jazdon, Arthur, Polski ruch wydawniczy w Wielkim Księstwie Poznańskim w latach 1831-1862 (Warszawa-Poznań, 1990).

²² 例えば、Paprocki, Franciszek, Wielkie Księstwo Poznańskie w okresie rządów Flottewella 1830-1841 (Poznań, 1994).

ギュンター (Günter) 社の出版活動である。

ギュンター社は、1832年にポーランド語の雑誌『民衆の友 (Przyjaciel ludu)』を創刊した²⁴。この雑誌は、1834年から週刊となった。その内容は、博物学、民俗学、地理、歴史などを簡潔に分かりやすく記したものであった。これらの啓蒙的な内容の他に、ポーランド独自の文学の確立が意図されており、また文章や図版の大部分はポーランド史を題材としたものであった。

『民衆の友』のポーランド出版史における意義は、ポーランドにおける最初の絵入りの民衆雑誌であったということである²⁵。

また、ギュンター社は、1834年から『民衆の友』と同様な意図を持つドイツ語雑誌『プフェンニヒ・マガジン(Pfennig-Magazin)』も刊行した。また、ギュンター社は、1839年から産業促進を目的とした『農業・工業手引書(Przewodnik rolniczo-przemysłowy)』の刊行を開始し、その数ヵ月後には、安価なポーランド語週刊紙『日曜学校(Szkolka niedzielna)』を発刊した。

ギュンター社のこれらの雑誌は、『プフェンニヒ・マガジン』を除いて、非常に大きな影響力をもった。『民衆の友』は1849年まで継続し、1839年には1300部がプロイセン国外で販売された。そのうち、850部がオーストリアであった。『日曜学校』(1852年まで)、『農業・工業手引書』(1845年まで)も同様な状況であった²⁶。

続いてギュンター社以外の雑誌をとりあげていく。この時期に最も重要な雑誌は、文学専門

誌『文学週報(Tygodnik literacki)』である。1837年9月9日に、青年ポズナン指導者のヴォイコフスキ(Anton Woykowski)が政府に計画を提出した。そこにおいて、ヴォイコフスキは、「隣接する民族に対してのドイツ文学の優越性は異論の余地なく、フランス人でさえ認めている。そのためフランスから輸入された書物へのポーランド人の上流階層の依存は遺憾である」とし、ドイツ文学を紹介するために文学専門誌『文学週報』を創刊するという計画を示した²⁷。その結果、『文学週報』は1838年から刊行され、「(ポーランドの)文化地図の上で、ヴィエルコポルスカの上昇の重要な象徴となった」²⁸と評価されるほどの地位を占めることとなった。また、このグループは、『学問の急使(Oredownik naukowy)』も出版した²⁹。

この他に、1840年から、女性向けの雑誌「家庭日報(Dziennik domowy)」が出版された。この雑誌は、小説や詩、女性ファッションなどを内容としており、およそ750部を販売していた。編集には、カロル・リベルト(Karol Libelt)、モラチエフスキ(Jedrzej Moraczewski)といった1848年革命の際に中心となるグループが関わっていた³⁰。

宗教関係の雑誌では、『神学アルヒーフ(Archivum teologiczne)』という雑誌が1836年から刊行された。1838年から週刊となり、『教会新聞(Gazeta kościelna)』と改称した³¹。

この他に、1840年代に新しく創刊された雑誌

²⁴ Jakóbczyk, Witold (pod. red.), *Dzieje Wielkopolski. Tom 2, Lata 1793-1918* (Poznań, 1969), s.239-240.

²⁵ Jakóbczyk (pod. red.), *Dzieje Wielkopolski. T2*, s.240.

²⁶ Laubert, S.58.

²⁷ Laubert, S.61.

²⁸ Jakóbczyk (pod. red.), *Dzieje Wielkopolski. T2*, s.243.

²⁹ Semrau, s.107.

³⁰ Semrau, s.106-7.

³¹ Laubert, S.59-60.

では、『年報(Rok)』が挙げられる。

1841 年に州長官がフロットヴェルからアルニム-ボイツエンブルク(Arnim-Boizenburg)に交代した。アルニムの統治期間(1841-1842)は短かったが、この時期はフリードリヒ・ヴィルヘルム IV 世即位の直後であり、出版状況はさらに拡大していくこととなった。1842 年、プロイセン全体に対して新聞および雑誌の状況に関する調査が命じられた。

その結果が 1842 年 7 月 15 日の調査報告である。この調査報告は当時の出版活動をよく示し

ている。この報告においては、ポーゼン州の定期刊行物は、(1) 政治的新聞、(2) 学術雑誌、(3) 産業・農業に関する雑誌、(4) 娯楽雑誌、(5) 規定紙(規定や法令を載せるもの)、(6) 定義が難しいもの、と六つに区分され、13 誌が挙げられている。(1) は、『ポーゼン大公国新聞』の『ドイツ語版』、『ポーランド語版』であり、後に触れる。(5) と (6) は、特に雑誌名は挙げられていない³²。挙げられている 11 の雑誌に関しては、以下の表を参照。

表 ポーゼン州における定期刊行物の発行部数・読者層(1842 年)

区分	番号	定期刊行物名	発行部数	州外への輸出	主な読者層
2	1	『文学週報』 Tygodnik literacki	1500	233	ポーランド系知識人
	2	『学問の急使』 Oredownik naukowy			
3	3	『家計・農業雑誌』 Das Magazin für Haus- und Landwirtschaft	600	50(主にシュレージェン州)	市民層、中小農場主
	4	『農業・工業手引書』 Przewodnik rolniczo-przemysłowy	600	200(ガリツィア)	大農場主
4	5	『日曜学校』 Szkolka niedzielna	2000	1000(ガリツィア)	農民、小学校教師
	6	『民衆の友』 Przyjaciol ludu	1700		レストランや学校
	7	『家庭日報』 Dziennik domowy	750	114	ポーランド貴族の夫人
	8	『ポーゼン大公国新報』 Der Neugkeitsbote für das Großherzogthum Posen	120	10(シュレージェン州)	市民層
	9	『イノヴラツラフ報知』 Inowraclawer Bote	103		イノヴラツラフの官吏、教師、商人
	10	『ポーゼン大公国共同週報』 Das Gemeinnützige Wochenblatt für die Großherzogthum Posen	450		400 部ガリサの住民
	11	『メゼリツツ郡週報』 Das Meseritzer Kreis- und Wochenblatt	200		メゼリツツ郡の住民

* 「区分」は本文中の区分に対応している。

(NP 3006 の記述より作成。)

³² Archiwum Państwowe Miasta Poznania i Województwa Poznanskiego. Naczelný Prezes Prowincji Poznanskiej w Poznaniu (以下 NP と略) 3006 (Die Gesuche um Erlaubnis zur Herausgabe von Zeitschriften und zum Nachdruck ausländischer Werke), S.253-285.

この表で挙げてある雑誌では、ドイツ語雑誌は5誌、ポーランド語雑誌は6誌であり、点数に関して大きな差異は認められない。しかし、発行部数に関しては、ポーランド語雑誌の方が圧倒的に大きい。さらに、読者の地域的な広がりに関しては、ドイツ語雑誌である9、10、11は州内の地方都市の雑誌であるため、その地域での広がりしかもたない。これに対し、ポーランド語雑誌は州全体を対象にしており、さらに、州外（特にガリツィア）への広がりが確認できるだろう。

この他に、この報告には、他国で出版され、郵便で送られてくる雑誌の数が挙げられている。その区分は、(A) 政治的内容をもつもの21誌、313部、(B) 宗教的内容7誌、29部、(C) 様々な内容をもつもの18誌、54部、(D) ファッション9誌、43部、(E) 農業・産業など10誌、13部で、計452部となっている³³。

輸入された定期刊行物の中で、ポーランド語の雑誌は、分野(A)の5誌、14部にすぎない。他に、フランス語の雑誌が、分野(A)において9誌、19部、分野(D)で5誌、24部輸入されているだけで、残りはドイツ語である。

特に、分野(A)において、『ライプツィヒ一般新聞 (Leipziger Allgemeine Zeitung)』(202部)、『アウクスブルク一般新聞 (Augsburger Allgemeine Zeitung)』(58部)の輸入部数の多さが特徴的である³⁴。

その後、1848年の革命により、出版の自由が

獲得された。革命期のポーゼン州において刊行されていた定期刊行物リストがあり、そこには全31誌が挙げられている³⁵。ここで挙げられている定期刊行物は、先の表で挙げた定期刊行物のうち、『民衆の友』、『日曜学校』、および『ポーゼン大公国新聞』（『ドイツ語版』『ポーランド語版』）のみが一致しており、それ以外の雑誌は廃刊していたことが分かる。また、1848年の定期刊行物の表では、ドイツ語雑誌は21誌で、ポーランド語雑誌は10誌となっている。

1848年のリストでは出版地の項目があり、そこからポーランド語の出版物の中心は、州都であるポーゼン市であるということが読み取れる。また、コステン (Kosten) 市、リサ市も多い。これに対し、ドイツ語の出版の中心は、州都であるポーゼン市ではなく、ブロンベルク市(Bronberg)、フラウシュタット市(Fraustadt)、ビルンバウム市(Birnbaum)、シュナイデミュール市(Schneidemühl)といった地方都市であり、1848年革命の際にドイツ人が多いとされた地域であった。ドイツ語の定期刊行物がポーゼン市ではなく、地方都市の発行が活発であったという傾向を指摘できるだろう。

これらの状況から以下のことが言えるだろう。まず、ポーゼン州においては、「ポーランド語」と「ドイツ語」の読者層、すなわち公共圏が想定できる。

次に、ポーゼン州における出版活動のうち、1840年代のポーランド語の雑誌の出版は、その数・重要性から見て大きな位置を占めていたと

³³ NP 3006, S.286-288.

³⁴ Salomon, Ludwig, *Geschichte des deutschen Zeitungswesens*, Bd. 3, S.392-396, S.453-454. サロモンの評価によれば、双方ともに自由主義的新聞である。

³⁵ NP 3014 (Die Einsendung der Verzeichnisse von den im Groß-Herzogthum Pozen/Poznan/erschienenen Zeit- und Flugschriften), S.160-166. Vgl. Laubert, S.93-94.

いうことである。これに対して、ドイツ語の出版物は、ラウベルトが評価するように、数においても重要性にもおいても、ポーランド語の出版物に劣っていたということが可能である³⁶。

ただし、州で出版された刊行物が州内に流通している出版物の全てではないことを考えれば、ポーゼン州内の出版状況が、そのままポーゼン州における「ドイツ語」と「ポーランド語」の公共圏の関係を直接的に決定するものではない。特に、ドイツ語のものはプロイセン国内の他の地域からの大きな流入が確認できた。このことから、「ポーランド語」と「ドイツ語」の読者の数はそれほど変わらないことが分かる。

しかし、ポーゼン州の「ドイツ語」の雑誌が州外へほとんど輸出されていないことから、「ドイツ語」の公共圏においては、ポーゼン州の出版活動が占める位置は小さなものであったことが考えられる。これに対し、「ポーランド語」雑誌の流通範囲を考えると、「ポーランド語」の公共圏においては、ポーゼン州こそが中心の一つであったといえる³⁷。これが、出版部数において差が出る理由と考えられる。

II 『ポーゼン大公国新聞』

1. 『ポーゼン大公国新聞』の地位

ここでは、ラウベルトの著作を中心に依拠しつつ、他の研究も参照しながら、『ポーゼン大公国新聞』成立から 1830 年代までを概観してお

きたい³⁸。

第二次「ポーランド分割」により、後にポーゼン州となる地域の大半は、ズュートプロイセン(Südpreußen)州としてプロイセンに編入された。編入後すぐに布告などのための出版組織の必要が必要になり、デッカー社 (Oberhofbuchdrucker George Decker) にその仕事が依頼された。それにより、1794 年 8 月から「ズュートプロイセン新聞 (Südpreußische Zeitung)」が、当時一般的であった週 2 回刊で発行された。1796 年からポーランド語版が発行された³⁹。

この新聞は、ワルシャワ公国期においても、1806 年 11 月初めから「ポーゼン新聞 (Posener Zeitung)」と改称し、発行された。そして、1815 年のプロイセンへの「再編入」以来、「ポーゼン大公国新聞」と改称し、1848 年に再び「ポーゼン新聞」という名に戻る。ポーランド語版は、1865 年まで、「ポーゼン大公国新聞」という名で発行された⁴⁰。

1815 年以降、当時のデッカー社の所有者はベルリンの枢密上級財務官 (Geheim=Oberfinanzrat) で、デッカーの娘婿であるローゼンシュティール (Friedrich Philipp Rosenstiel) であった。彼は、創刊当初のプログラムを忠実に守ろうとし、また検閲も重なったため新聞の記事は主張のないものとなつた⁴¹。

³⁶ ラウベルトのほかにここで参照するのは、Slabecka, Ewa, Dzieje Gazety Wielkiego Poznanskiego w latach 1815-1865 z względaniem biografii redaktorów, *Kronika Miasta Poznania* 13-4 (1935)。この他に、Prümers, Rudgero, Die Hundertjährige Geschichte der "Posener Zeitung", *Posener Zeitung* 1894, Nr.69 があるが、筆者は未見。

³⁷ Laubert, S.25.

³⁸ Laubert, S.25-26.

³⁹ Laubert, S.26。そのプログラムとは以下の通り。「編集者は、新聞執筆者の義務を、自分の考えを語ることなく、何か起きたかを単に物語ることであると信じる。編集者は、公衆への事件の報告者であり、人々や民衆の行動の裁判官ではない」。

⁴⁰ Laubert, S.84.

⁴¹ Jazdon, s.46, s.59。ヤズドンによれば、ポーランド語の出版物に全体におけるポーゼン州の占める割合は、1830-1870 年の平均で 10.8%、1840 年代は 14 から 17% である。また、政治・社会分野の出版物の割合の高さも特徴的である。

その結果、「他の新聞におけるデッカーの新聞（『ポーゼン大公国新聞』）への言及は稀であった」という状況を招き、プロイセン全体での『ポーゼン大公国新聞』の地位はかなり低いものとなっていた。

このような状況に対しても、ローゼンシュティールは、彼の新聞を収入源としてしか見ず、きわめて少ない費用でしか維持しようとしなかった⁴²。この結果、『ポーゼン大公国新聞』は資金難に陥ることとなる。そのため、当局は1820年から『官報』の印刷とドイツ語とポーランド語の法令集の印刷を依頼することで、デッカー社の財政を支援した⁴³。さらに、出版部数に関して、1820年段階では、『ドイツ語版』1800部、『ポーランド語版』約1000部であった。しかし、この出版部数は、1821年12月10日のローゼンシュティールの報告に従えば、『ポーゼン大公国新聞』の出版部数は、『ドイツ語版』240部、『ポーランド語版』250部へと急激に落ち込むこととなった。価格は『ドイツ語版』年6ライヒスターーラー（Rtl）、『ポーランド語版』7Rtl.であった⁴⁴。

ポーゼン新聞の歴史の最も重要な転換点は1831年である。この年から、新聞は週2回刊から、日曜と祝日を除く日刊となった。しかし、大きな影響力を獲得することは出来なかった⁴⁵。

編集に関しては、1819年から1820年代の『ポーランド語版』の編集者は、元県司補（Präfekturassessor）ラアブスキ（Stefan Raabski）

であった⁴⁶。新聞の資金難の時期に解雇されそうになるが、州長官の介入により、編集者に留任した。その上、『ドイツ語版』の編集も兼任することとなった。『新聞』が日刊となり、負担が増したので、『ドイツ語版』はギムナジウム教師ミュラー（Müller）が担当することとなった。『ポーランド語版』の編集者も1831年7月31日にミュラーの同僚ヴァノフスキ（Wannowski）へと交代した⁴⁷。

個々の号は、通常4ページであった。1840年代の『ポーゼン大公国新聞』の内容については、次項で見てゆくこととなるが、それ以前の『ポーゼン大公国新聞』は上に述べたような条件から、レヴェルの低いものであった。貧弱な国内情報、それに対する詳細な他国の情報。州内で起きた事件に関してさえ、独自の取材によるものではなく、政府当局からの情報によっていた。『ポーゼン大公国新聞』の内容は、全体として政治的公論を呼び起こすものではなかった。この状況は、1840年代初めまで続いたのである。

それを象徴するのが、先に挙げた1842年7月15日の回状における評価である。『ドイツ語版』は、「国内外の他の新聞から、私見を交えることなく、政治的事件についての情報を得ている。そのため、それには特別な色調はない。政治的事件を編成し語る方法は、国王に忠実で、保守的な原則に忠実であるとみなすことができる」、また、「短いが適切な政治的事件の要約により、新聞は読者の大部分の望みに適応しているが、高い文学的な価値はない」と評価された。

⁴² Laubert, S.27.

⁴³ Laubert, S.28.

⁴⁴ Slabecka, S.374. Laubert, S.29.

⁴⁵ Salomon, S.350.

⁴⁶ Slabecka, S.368.

⁴⁷ Laubert, S.28-29.

発行部数に関しては、わずかな例外はあるが、350部が州内で販売されていた⁴⁸。

『ポーランド語版』に関しても評価は同様である。「編集者ヴァノフスキは、プロイセン政府に忠実な人物である。ナショナリティーに関する関心は、ポーランド語とポーランド文学においてわずかに感じ取れるだけである。特定の政治的傾向とは無縁である。他方で、ドイツ語版よりも読者が多い。450部が売られ、たいていはポーランド系の土地所有者が購入する」⁴⁹。

「政府に忠実」という評価が『ドイツ語版』にも『ポーランド語版』にも与えられていたということがここでは確認できる。また、その記事の内容も特に大きな価値を見出されていないこと、および、州外への流出もないことが確認できる。

1845年に『ポーゼン大公国新聞』の『ポーランド語版』に対抗的な『ポズナン日報 (Dziennik Poznanski)』という新聞が刊行された。この新聞は、『ポーランド語版』の反力トリック的傾向、新聞の浅薄さ、政治的な定見のなさなどを批判していた。これを機に宗派問題をめぐりヴァノフスキとローゼンシュティールの間に対立が生じた。その結果、1845年7月から『ポーランド語版』の編集者は、ギムナジウム教師リマルキエヴィッヂ (Jan Rymarkiewicz) へと交代することとなった⁵⁰。その後、リマルキエヴィッヂは、ロシアに対する態度から、州長官から解任が要求され、1846年7月からカミエンスキ (Napolen

Kamieński) へ交代することとなった⁵¹。

なお、『ポズナン日報』を初めとして、1840年代には、『ポーゼン大公国新聞』以外の新聞の刊行が計画された。しかし、その全てが州当局により、短命のうちに終わらされることとなった。こうして1847年まで、ポーゼン州において、『ポーゼン大公国新聞』の「無制限の支配」⁵²が続いたのである。

次節では、1840年代の『ポーゼン大公国新聞』を検討し、その内容の変化について確認する。

2. 『ポーゼン大公国新聞』の紙面構成

ここでは、『ポーゼン大公国新聞』は、『ドイツ語版』、『ポーランド語版』ともにいかなる紙面構成を持っていたかを確認し、その内容の傾向を見ていきたい。

まず、その量である。一年は、およそ305号から306号であり、1842年までは、一号あたり4頁で、時折8頁の号があるという構成であったが、1843年、1844年は、一号あたり8頁で、12頁の号もあるという形になっている。1845年7月から紙面の版型を大きくし、文字を小さくして、一頁あたりの情報を増やしたことにより、一号あたりの平均は4頁へと戻った。

ここで、『ポーゼン大公国新聞』の紙面構成を見ておきたい。『ドイツ語版』、『ポーランド語版』とともに、「国内」、「国外」、「雑報」、「その他」という順番で記事は配列されている。なお、『ドイツ語版』と『ポーランド語版』が相互を参照するといったことは、ほとんどない。

⁴⁸ NP 3006, S.253-255. Vgl. Laubert, S.32.

⁴⁹ NP 3006, S.255-256.

⁵⁰ Slabecka, S.385.

⁵¹ Slabecka, S.389-390.

⁵² Laubert, S.41.

以下では、「国内」、「国外」、「雑報」、「その他」の順で見ていくことしたい。

(a) 「国内」欄

ここでいう「国内」とは、当然プロイセン国内の情報である。この欄がいわば「政治欄」と考えられるのであるが、この欄の情報は質・量ともに極めて貧弱である。ほとんどが数行で終わり、この欄そのものが欠けている号も多々ある。その内容は、プロイセン各地への行政官僚、司法官僚、軍人などの異動、叙勲などの人事、要人の移動といった単純な情報ばかりである。

しかし、『ドイツ語版』では1843年から、『ポーランド語版』では1845年頃から、この状況が変化し、「国内」欄の情報が増え始め、プロイセン国内の政治状況が報じられるようになった。その最も重要なものは、州議会の議事録の公開である⁵³。また、ベルリンの中央政府の動向や他州の州議会の様子なども報じられるようになった⁵⁴。「国内」欄が、プロイセン国内の政治的な情報を載せるようになったことは、ポーゼン州における「プロイセン国民」の「政治的公共圏」の形成を促進することにつながったといえよう。

さらに、「国内」欄の先頭には、いわば「時評」とも呼ぶべき論説が配置されるようになる。こ

の「時評」については、第3章で検討することになる。

(b) 「国外」欄

「国内」欄に対して、「国外」欄の情報は豊富である。ほとんどの場合（たとえ紙面が4頁の構成であっても）、複数頁を費やしている。内容は、他国の政治事件を扱うことがほとんどである。たとえば、イギリスやフランスの議会情報は極めて詳細である。

この欄の情報は、他国の新聞からの転載から構成されており、自身の特派員などが存在したわけではない。そのため、単純な事実を記す傾向が強く、「外国における諸事件に関する正しい情報を民衆に与える」⁵⁵という目的には適合的であったといえよう。

また、この欄が扱っている地理的な範囲は、ヨーロッパだけでなく、アフリカ、アジア、中国にまで及んでいる。後に「アヘン戦争」と呼ばれることとなるイギリス海軍と中国との争いは、1840年初頭から紙面に現れ、次第に両国政府の緊張が高まる様子が、広東やカルカッタからの情報から構成されている。

この欄で注目したいのは、各国の配列順である。本稿の対象期間である1840年当初、『ドイツ語版』、『ポーランド語版』とともに、「ロシア・ポーランド」、「フランス」「イギリス」・・・（ヨーロッパの諸国）・・・「ドイツ」・・・（ヨーロッパ外の諸地域）という配列であった。この配列は、国家などの規定によるものではなく、編

⁵³ 1840年代になると州議会は年に定期的に開催されることとなる。40年代の開催年は、1841年、1843年、1845年である。ポーゼン州議会議事録は、『ポーゼン大公国新聞』の付録としてつけられた。『ドイツ語版』は、*Verhandlungen des fünften(-sebenten) Provinzial-Landtages des Großherzogthums Posen*、『ポーランド語版』は、*Dyaryusz sejmu piątego(siedmego) Wielkiego Księstwa Poznańskiego*であり、各言語の新聞に、それぞれの言語の議事録がついている。

⁵⁴ 例えば、1843年のライン州議会における出版の自由の請願に関する記事は、*Zeitung*, 7.6.1843, No.130, S.1146/9.6.1843, No.132,

集者の裁量によるものと考えられる⁵⁶。

この配列順は、1843年以降も『ポーランド語版』では変化しなかったのに対し、『ドイツ語版』では、「ドイツ」「フランス」「イギリス」「ロシア・ポーランド」の順へと変化している。

1843年以降、新聞の自由度が広がったとき、『ドイツ語版』がこのような選択をしたということは重要である。つまり、ポーゼン州から眺めるべき第一の外国は、『ドイツ語版』にとって、ロシア、「ポーランド」ではなく、「ドイツ」であるということ表明したのである。

なお、1843年以降の「国内」欄の拡大により、「国外」欄は縮小する傾向にあった。

(c) 「雑報」

1840年代前半まで「国内」欄が事実上機能していないかったため、この欄が、政治欄、社会欄のすべての機能を果たすことになった。ここでは、①各種報告、②論説、③文化生活の三つに分類する。

①各種報告

「雑報」の重要な機能として、『官報』の内容紹介、州・県や都市における人口・健康状態、各月の気候などの行政当局からの情報に基づく各種報告の掲載がある。これらは、当局からの情報を基にしており、基本的には『ドイツ語版』、

⁵⁶ 例えば、この時期の唯一の例外は、1842年5月5日、6日のハンブルクの火事についてである。5月10日に第一報が入り(Gazeta, 105.1842, No.106, S.651)、12日に詳細な報告がある(Gazeta, 125.1842, No.108, S.657-658, "O wielkim pożarze w Hamburgu")。12日と13日に、この火事を知らせるニュースが「国外」欄の先頭になった。また、救援を要請する政府からの布告も出された(Gazeta, 125.1842, No.108, S.658/13.5.1843, No.109, S.669)。このことから考えると、情報の重要性・緊急性からも、配置の移動が可能

『ポーランド語版』双方が同じになるはずである。しかし、情報が欠けている場合もある。例えば、『官報』に関して例を挙げれば、1843年3月2日の第9号に関しては双方ともに内容が紹介されている⁵⁷。しかし、『官報』第8号に関しては、『ドイツ語版』にしか内容紹介はない⁵⁸。他方、『官報』第10号～第12号に関しては、『ポーランド語版』のみにしかなく⁵⁹、『ドイツ語版』は第13号までない⁶⁰。のことから、両版とも、盲目的に『官報』の情報を記載していたのではなく、一定の選択をしていたといえるだろう。ただし、『官報』の内容ではなく、紙面構成上の問題と思われる。

また、「雑報」欄は、ポーゼン州におけるローカルなニュースも含んでいる。例えば、高齢(100歳以上)の老人(女性ばかり!)の死亡記事⁶¹、火事⁶²といった事件などはこの欄に含まれることとなる。

これらの州のローカルな情報も、『ドイツ語版』、『ポーランド語版』において、必ずしも一致しない。情報の選択は、編集者の裁量によって決定されていたことが分かる。

また、この各種報告や地域の情報において、指摘しておくべきことがある。ポーゼン州は、ポーゼン県とプロンベルク県の2つの県に行政的に区分されるのであるが、プロンベルク県に

であったと考えられる。

⁵⁷ Zeitung 5.3.1841, S.329, No.54/Gazeta, 5.3.1841, S.323, No.54.

⁵⁸ Zeitung 25.3.1841, S.282, No.47.

⁵⁹ Gazeta, 123.1841, S.357, No.60/19.3.1841, S.392, No.66/28.3.1841, S.433, No.74

⁶⁰ Zeitung 3.4.1841, S.482, No.79/Gazeta, 24.4.1841, S.463, No.78.

⁶¹ 100歳8ヶ月12日の女性の死については、Zeitung 20.4.1841, No.91, S.559. 110歳の女性の死については、Zeitung 21.1.1843, No.18, S.154/Gazeta, 24.1.1843, No.96, s.20に報告がある。

⁶² 例えばGazeta, 27.1.1842, No.22, s.130/293 1842, No.72, s.434.

ついて語るときは「プロンベルク県」と必ず表記するのに対し、ポーゼン県の場合は「われわれの県」と表記する場合がある。これは、この『ポーゼン大公国新聞』が、『ドイツ語版』であり、『ポーランド語版』であれ、基本的にはポーゼン市にその視線の基点があるためであるといえよう。

②論説

次に、「論説」をとりあげたい。1843年以降、「国内」欄に政治的な内容を含む論説が移動していくが、ここではそれ以外のものを挙げておくこととしたい。

まず、1843年8月6日に行われたポーゼン市での「ドイツ独立千年記念日」に関する記事をとりあげる。これは①の各種報告にも分類できるが、例外的に記事が長く、単純な報告以外の主張も含んでいるので、論説に分類する⁶³。

まず、「ドイツ独立千年」の起点である843年という年についての説明がある。843年はヴェルダン条約が結ばれた年であり、この条約によってフランク王国が分割相続され、その領域がフランス・イタリア・ドイツの起源とされる。このヴェルダン条約こそが、ドイツ独立の起点とされているのである。843年以降西フランク人はロマン化し、その特質を失ったのに対して、「特質と言語におけるわが民族の原型(Urtypus)の保持を神に感謝する」というのがこの千年祭の主旨とされた。そして、この「特質」により、「西に分かたれた同胞フランク人へも、東のスラヴ人へも、その獲物(Beute)とな

ることはないのである」とその独自性が強調され、続いて「ドイツ語が響くところ」の詩が引用される。注目すべきなのは、「他の場所と同じように」、ポーゼン市でも祝祭が行われたとし、州内外を問わずさまざまな場所で行われたことを指摘していることと、祝祭の論理を「ライン」の記事から借用していることである。

この祝祭に類するものとして、1840年には、ポーゼン州のプロイセン編入25周年の祝典があるが、これは1815年に「再編入」されたポーゼン州に限られたものであり、州外の影響はなかった。また、「ドイツ」ではなく、あくまで「プロイセン」への「復帰」を祝うものであり、州内でも限られたプロンベルク市とホジセン市(Chodziesen)といった都市からの記事しかない⁶⁴。これに対して、千年祭の記事では、ポーゼン市という州都で行われ、州外及びプロイセン外のドイツ語圏からの影響も垣間見える。

両方の祝祭に関する記事は、『ポーランド語版』にはない。

『ポーランド語版』において、このジャンルに分類すべきもので目に付くのは、他国情報である。特に、ワルシャワ、クラクフ、ルヴフといった旧ポーランド王国の主要地域、つまりポーランド語の公共圏と考えられる地域からの情報が多い。他には、特にナポレオンに関する記事や中国などに関する読物などの情報も多かった。これらの記事は『ドイツ語版』にはなく、独自の情報網を持っていましたと考えられる。

⁶³ Zeitung 10.8.1843, No.185, S.1638-1639.

⁶⁴ プロンベルク市に関しては、Zeitung 22.5.1840, No.119, S.736. ホジセン市に関して Zeitung 1.6.1840, No.126, S.780.

③文化生活

実際の同時代の出来事に関する情報とは異なるジャンルのものも「雑報」欄に含まれる。まず、挙げられるのは、小説・読み物である。第3章で触れるが、「国内」欄に含まれる「時評」が、『ドイツ語版』では1843年以降、『ポーランド語版』では1845年以降、本格的に展開する。つまり、『ドイツ語版』の方が時期的に2年ほど先行することとなる。その代わりに「雑報」欄が拡大することとなった。この結果、「雑報」欄は、『ポーランド語版』において、1842年から1845年にかけて、最も充実することとなり、特に文化生活のジャンルのものが多かった。

この時期の『ポーランド語版』の「雑報」欄において、まず挙げられるのが、小説・読み物である。これらの小説・読み物の大体が、4、5回の連載であった。作者については、記載がないため、ほとんどの作品が不明である。オリジナルのものもあり、他の新聞からの転載のものもある。また、長編からの抜粋や内容紹介といった形式のものもある。

また、小説という形ではなく、ポーランドの歴史資料が掲載されることもあった。「ペテルスブルク週報」からの転載で、「歴史資料」という記事が不定期に連載された⁶⁵。

また、『ポーランド語版』には、ポーゼン州で発行されたポーランド語雑誌、『文学週報』、『家庭日報』、『学問の急使』、『年報』、『教会新聞』といった雑誌の毎号の目次が紹介されている。さらに、『農業・産業週報(Tygodnik rolniczo-przemysłowy)』をはじめとしたレヴフの

雑誌の目次も紹介していることにも注目すべきである。

(d) 「その他」欄

「その他」には、各種宣伝や告示、市場情報などが含まれる。

劇場の情報もここに含まれる。そして、その情報には差異が認められる。『ドイツ語版』は州内の「ドイツ語」の劇場を⁶⁶、『ポーランド語版』は「ポーランド語」の劇場をそれぞれとりあげている。これに対して、「ポーゼン市立劇場」に関する広告は、両版において予告が掲載されることから、公演が両方の言語で行われていることが分かる。しかし、ドイツ語の公演の場合は『ドイツ語版』、ポーランドの場合は『ポーランド語版』に記事が掲載されることから、劇場の観客には一定の相違があることが考えられる。

これに対して、宣伝は共通のものが多い。レヴィンタールという高級紳士服店やケルナーヴィッサーの広告に代表されるファッション関係、また、ケルンのコロニアという火災保険会社の広告や船舶や鉄道株式への投資の宣伝は両版とも共通している。

また、市場情報は、ベルリンの金融市場とポーゼン市の穀物市場の相場情報であるが、これも両版とも共通している。

以上、1840年代前半の『ポーゼン大公国新聞』の内容を概観したが、ここで以上見てきたことから考えられることをまとめておく。

⁶⁵ Gazeta, 3.1.1842, No.1, s.6 から連載が開始された。

⁶⁶ 「ドイツ語」の劇場文化に関しては、Polczynska, Edyta, *In polnischen Wind* を参照。

まず、「国内」欄では、プロイセン国内の政治状況が報じられるようになったことが重要な点である。これにより、プロイセンという枠組みにおける政治的公共圏の成立・展開の契機が促進される。つまり、このことは、それ以前は、政治的な事柄に関して州議会で代表される「州」のレヴェルまでにおいてしか展開できなかった公共圏がプロイセン全体へと広がることを可能にした。このことは両版に共通していることができるであろう。

同時に、「雑報」欄では、「文化」、特に言語を媒介とするものに関しては差異が認められる。『ドイツ語版』、『ポーランド語版』における記事に基づくと、双方の「言語」の公共圏において流通している情報の差異が生じることとなり、それぞれの文化的規範の差異へつながっていくと考えられる。

さらに、「国外」欄においてうかがえるように、「言語」の公共圏として想定されるものは、州やプロイセンという枠組みとは異なる「ドイツ」や「ポーランド」である。それは、州の範囲やプロイセンという国家の領域を越えたものであった。そして、それぞれがその公共圏への帰属を意識し始めていた。しかし、この「ドイツ」や「ポーランド」という公共圏は政治的なものとはいえないであろう。

これに対して、宣伝から窺えるのは、実際の生活の場は、共通であったということである。このことから、「ドイツ語」、「ポーランド語」どちらの「言語」を使用したとしても、読者は一定の資産を有する層であるといえるだろう。すなわち、プロイセンであれ、「ドイツ」

と「ポーランド」であれ、担い手は「市民」という一定の階層であることが予測される。

III 『ポーゼン大公国新聞』の「使命」

ここでは、1843年以降から「国内」欄の中に置かれることになった、いわば「時評」と呼ぶべき記事を分析する。そこから、『ポーゼン大公国新聞』がいかにあろうとしたかを読み取ることができる。

1. 時代の鏡として

ここでは、「時評」は、独自のタイトルを持った記事として考えることとする。その場合、最初のものは、『ドイツ語版』の1843年2月8日の「国家新聞と北ドイツの反対派の新聞」というタイトルを持つ評論であった⁶⁷。その後、「出版の自由」、「自由主義的主権」、「パウペリスムス」、「政治的民衆教育」、「プロレタリアート」、「共産主義」など、1840年代を反映したタイトルを持つ「時評」が現れる。これらのタイトルから見ると、「時評」は、政治的内容を多く含んでおり、この時期に「政治」の領域が拡大していったことが分かる。さらに、国政、立法、行政といった検閲に抵触する恐れのあるものへの直接的な批判をすることを避けつつ、当時の政治的・社会的な状況を描き出そうとしているといえよう。

なお、これらの内容は、『ドイツ語版』と『ポーランド語版』においてほとんど一致していない。「時評」欄が本格的に始まったのが、『ドイツ

⁶⁷ Zeitung 8.2.1843, No.24, S.273-274, "Die Staats-Zeitung und die Norddeutsche Oppositions-Zeitung".

語版』は1843年、『ポーランド語版』では事実上1845年であることから、この欄の内容は『ドイツ語版』の方が充実することとなる。『ドイツ語版』は、プロイセン全体の政治状況、つまり一定の自由主義の展開に敏感に反応したため、また「ドイツ語」の公共圏の一部として自らを意識していたためであろう、ドイツ語の他紙からの転載も多い。

ここで、まずとりあげたいのは、『ドイツ語版』1843年4月10日の「公開性（Oeffentlichkeit）」⁶⁸という「時評」である。この論説は、『ポーランド語版』⁶⁹と同一である。この記事が特別なのは、『ポーランド語版』が『ドイツ語版』を出典元としていることであり、数少ない『ドイツ語版』の参考例である。

ここで問題となっているのは、「司法、都市行政、州行政」の三つに領域における公開性の拡大の要求である。公開性を高めることは、「市民の国政への参加を高め、愛国心（Patriotismus）を強化する」。特に、「議論の結果ではなく、その過程を公開することがより重要である」としている。この要求においては、既存の制度である州議会や州制度までの公開性にとどまっている。その意味でプロイセンの既存の制度を攻撃するものではない。

この要求は、ポーゼン州だけでなく、プロイセン各州から出された。当時のプロイセンにおいて、州議会は、最高レベルの代表機関であり、政治的意見を有効に表明できるほぼ唯一の政治機構であった。そのため、この「公開性」

すなわち「公共性」の要求は、ポーゼン州にのみにおいて追求されるべきものでなく、プロイセン国家に接続するものといえよう。そして、プロイセンという枠組みがこの政治的公共圏の外枠となった。さらに、「過程」を公開するという要求は、決定過程に議論を通じて参入することを目指しているといえ、公共圏の性格を示している。

次に、「稳健自由主義は存在するか？」という論説を見ておきたい。これも数少ない、『ドイツ語版』⁷⁰、『ポーランド語版』⁷¹とともに同じ内容の論説であり、ともに『プレスラウ新聞』からの転載である。この論説では、急進的なライン新聞を批判しつつ、また保守主義にも距離をおくべきと主張している。この論説を採用するということが『ポーゼン大公国新聞』の政治的位置を示しているだろう。

次にとりあげるのは、「パウペリスムス」に関する記事である。この「パウペリスムス」という大衆貧困化現象の問題は、1840年代の最大の社会問題であった。そのため、『ポーゼン大公国新聞』の『ドイツ語版』、『ポーランド語版』とともに「時評」で扱っている。しかし、双方は時期・内容ともに異なっており、別の記事と考えるべきである。

『ドイツ語版』では、「パウペリスムスについて」という「時評」が、1843年3月に3回にわたって連載された⁷²。そこでは、イギリス、フ

⁶⁸ Zeitung, 10.4.1843, No.85, S.729-731, "Oeffentlichkeit".

⁶⁹ Gazeta, 12.4.1843, No.87, s.689-690, "O jawnosci obradowania".

⁷⁰ Zeitung, 22.4.1843, No.94, S.809-810, "Giebt es einen gemäigten Liberalismus?"

⁷¹ Gazeta, 25.4.1843, No.96, s.761-762, "Czy jest umiarkowany liberalizm?"

⁷² Zeitung, 9.3.1843, No.58, S.497-498/10.3, No.59, S.505-506/14.3, No.62, 529-531, "Ueber den Pauperismus".

ラヌス、ドイツなどの状況に触れ、パウペリスマスの発生原因を以下のようにとらえる。「現代は至るところで、強力な金の機械をもつてゐる大企業によって条件付けられている。しかし、一方で小さな企業は抑圧されており、それによりパウペリスマスという結果になるのである」。そして、「強者の優位に対して、弱者を保護することが、最も重要な国家の課題である」と国家による対策の必要性が強調されている。さらに、国家による介入のほかに、1) 小営業の保障、2) 消費税の廃止、3) 所領分割の制限、4) 市民層と生まれながらの貴族の仲裁（これにより金の貴族（Geldaristkratie）の專制に対して共同する）、5) 大衆における道徳観や宗教観の活性化、6) 有効な労働施設、矯正施設、などが、パウペリスマスを克服するために提案された。

続けて、パウペリスマスのもう一方の原因を過剰人口とし、土地の耕作能力に応じて、人口を流出させることも提案している。

このようなパウペリスマスの原因や解決に関する議論は、当時の「ドイツ」の他地域で展開されていた議論とほぼ一致している⁷³。

これに対して、『ポーランド語版』のパウペリスマスに対する反応は遅かった。最初の記事は、1845年6月24日である⁷⁴。この記事とは別に、同年10月1日から3日まで「パウペリズム」と題した連載がある⁷⁵。ここでは、後者について触れておきたい。

『ポーランド語版』でも、「パウペリズム」を

現代の病ととらえ、そのような状況にあえぐ「貧民」について、古代のローマと比較しながらイギリス、フランス、ドイツ、ロシアなどの例を挙げている。『ポーランド語版』で強調されるのは、国家や市民の役割よりも、むしろ「貧民」が陥りやすい傾向への警戒である。それは、「プロレタリアートの啓蒙運動」から生じた運動である。その第一のものは宗教的な結集の形態である「イエズス会（Jezuit）」、第二は「進歩の理論（teorya postepowa）」から発生した「共産主義」である。この二つの「急進的な傾向」を持つ思想に「貧民」が陥る危険性を警告したのである。

「共産主義」に関する警戒は、ドイツ語圏の議論でも見出すことは出来る。なお、ここでの「共産主義」は、フーリエの思想とされている。一方、「イエズス会」とされた運動については、『ポーランド語版』においてのみ言及されているものであり、説明が必要であろう。ここで「イエズス会」と呼ばれているのは、ロンゲ（Ronge）のドイツカトリック運動と結びついたポーゼン州のチエルスキ（Czerski）のローマからの分離運動を指していると考えられる。この時期、ロンゲは、パウペリスマスから民衆を救うのはドイツカトリシズムであると説いていた⁷⁶。そして、『ポーランド版』は、この思想に嫌悪を示していた⁷⁷。

1845年前半の『ドイツ語版』が筆者は未見のため比較はできないが、『ポーランド語版』からは、『ドイツ語版』と違い、「貧民」のユートピ

⁷³ Wehler, Hans-Ulrich, *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, Bd.2 1815-1845/49 (München, 1987), S.281-296.

⁷⁴ Gazeta, 24.6.1845, No.144, s.1169-1170, "Pauperyzm".

⁷⁵ Gazeta, 1.10.1845, No.229, s.1545/2.10, No.230, s.1549-1550/3.10, No.231, s.1553-1554, "Pauperyzm".

⁷⁶ 下田淳『ドイツ近世の聖性と権力』(青木書店、2001年)、309-315頁、327-328頁。

⁷⁷ Gazeta, 28.8.1845, No.200, s.1425-1426, "Stanowisko redakcyjne do sporów religijnych".

ア的思想への警戒感が読みとれるだろう。

また、『ドイツ語版』、『ポーランド語版』とともに、この「パウペリスムス」という現象を扱っているのであるが、そのとりあげ方には差があることが明確であろう。これは、『ドイツ語版』では国家の政策に焦点を当てるのに対して、『ポーランド語版』では下層民への警戒が重視されたため、その主要な問題関心が異なるためである。しかし、双方ともに、『新聞』が取っている位置は、国家でもなく、下層民でもないところ、つまり、「市民」という位置にあるといえるだろう。

2. 州の新聞として

ここでは、『ポーランド語版』において掲載された二つの論説に注目したい。

まず、1845年未から1846年年頭の三回に渡って掲載された「地域主義と民族(Prowincjonalizm i Narodowosc)」である⁷⁸。

この論説の目的は、「地域主義の精神が、ネイションの事柄全体にとって、有害である」という一般に広まっている認識を批判し、地域主義と民族の関係を明らかにしようと試みることであった。

まず、「民族(Narodowosc)の発生の理論」を説明する。この「理論」とは、以下のような過程である「民族の全存在は、何世紀も前に成長してきた。まず、家族性(Rodzinnoosc)⁷⁹、つまり諸

家族の生活が現れ、その後、氏族性(Rodwosc)⁸⁰、つまり家からなる社会、最後に土着性(Rodowitosc)⁸¹、すなわち諸族(szczep)や諸民族(ludzie)の社会である。最終的に民族が展開するまでのこの三段階のあと、すなわちこの三つの全体的・完全な統一として民族(Narodowosc)が現れる。」

この発展の図式の中で、それぞれの段階区分の基準となるのは、「社会化(uspolecznienie)」の度合いである。そして、この「社会化」の度合いは、三段階の方ほど強いとされ、「民族」に至り全面的に展開する。また、「民族」の中には、それ以前の三段階のうち、後の段階ほどその要素も強く残っている。したがって、「民族」の中には、「土着性」という要素がもっと強く残っているとされた。

一方で、「地域」は以下のようにとらえられている。「地域—通常は単独の民族から成る土地—は（中略）、常に個別の民族や人々の系族(szczep)を含み込む。個別の民族や人々の系族は、かつては、独立した存在であり、自身の政府をもっており、もっぱら家族や氏族に立脚した自身の土着性をもっていた。一方、地域は（中略）、全体的な社会化、つまり民族として直接生じる社会の発展段階を決定する。」

これによれば、「地域」は「民族」への直前の段階、つまり「土着性」を決定するものとして把握されていることとなる。したがって、「地域主義は、土台(podloga)であり、主体(podmiot)

⁷⁸ Gazeta, 16.12.1845, No.294, s.1815-1816/20.12.1845, No.298, s.1831/3.1.1846, No.2, s.5, "Prowincjonalizm i Narodowosc". なお、ここでは、Prowincjonalizm を「地域主義」、Prowincy を「地域」、Narodowosc 「民族」と訳すこととする。

⁷⁹ 家族(Rodzinnoosc)は、rodzinny から派生した名詞で、家族(rodzina)に属することを意味する。Slownik jazyka polskiego, Tom 7, s.1018.

⁸⁰ 氏族(Rodwosc)は、rodowy の派生語。氏族(ród)に属することを意味する。Slownik jazyka polskiego, Tom 7, s.1010.

⁸¹ 土着性(Rodowitosc)は、rodowity の派生語。国や町などの出自、また、国民的な性格を意味する。「民族(Narodowosc)」と同義と

である。そして、民族の存在に不可欠なものである。独自の層としての地域性 (prowincjalność) の上に民族があるのである。そのため、「地域性なしには、民族は無意味なもの」であり、「民族には、土着性は不可欠である」という結論が導かれる。そして、「民族発生の理論と同様、歴史はわれわれに、(中略) 地域性の精神を押し殺すのではなく、目覚めさせる必要があることを教えてくれる」と訴えたのである²。

ここまでが、第一回目の記事で、いわば問題設定の部分であった。第二回目、第三回目は、歴史上の事柄にひきつけて、この主張を補強しようとする。

まず、第二回目は、「地域主義」の必要性を具体的に強調するために、ポーランドとフランス革命を取りあげる。

まず、この記事では、フランス革命は「国家 (Panstwo) と政府 (Rząd) の利益の名の下に」、「親殺しの手によって民族の基盤 (odwieczne Narodowości Konary) を揺り動かし、地域を政府の県へ変えた」と革命による集権化と平等化によって、「民族」や「地域」の持つ特性が損なわれ、画一化されたことが指摘される。その結果、「民族」や「地域」は「独立の麻痺むしろ喪失」という状態へと陥ったと批判する。

しかし同時に、そのような状況でも、「民族」が根絶されることはないと強調する。その結果、「地域」や「民族」の独自性が残存することとなる。そして、「地域性」と国家や国民の関係は以下のように理解される。「例えば、ルイ 14 世

の絶対主義的な統治下にあって、君主の貪欲な独裁的な意図に対して、『地域性』は最大の障害であった。しかし、フランスの力と栄光を妨げることは、決してなかった」とし、このような「民族」や「地域」の持つ特性は、「国民」や「國家」全体の利害の損失へとつながるわけではないと主張する。

そこから、「地域性」を称揚することとなる。その理由として、「地域性」は「1) 民族の有機的な基盤となる。2) それゆえ、われわれのどのような力によっても根絶することはできない。3) 国民が力や栄光へ至ることを妨げることはない」とまとめ、これを「地域性」のポジティヴな面とした。

そして、第二回目の記事の末尾をこう結ぶ。「では、何をわれわれは恐れるべきなのか?」³

第三回目の記事は、第二回目の末尾で示された疑問に対する答えである。

まずとりあげられたのは、ユダヤ教徒の歴史である。ユダヤ教徒の歴史に関して、「家族」、「氏族」に関しては極めて強固なものであることを評価し、その統一性を確認する。しかし、ユダヤ教徒には「地域」に根ざした「土着性」がないために、ユダヤ教徒に更なる発展の可能性を認めない。発展は、「独立した地域や王国から生じる」のである。そして、この土台の上に、「民族という建築物が立ち上がる」のであり、したがって、「地域性」は、「民族」にとって有益である、という主張が再び繰り返される。

しかし同時に地域主義には、「正当性の制限」が必要である。つまり、「地域主義」は、社会や

もされている。Slownik jzyka polskiego, Tom 7, s.1009.

² Gazeta, 16.12.1845, No.294, s.1815-1816.

³ Gazeta, 20.12.1845, No.298, s.1831.

国民 (naród) 全体の希望や共同性 (spójność) から逸脱してはならないし、逆に、国民的共同性を行政官に投げ出してはないとされた。ここで、地域主義は有害なものとなるのである。このような段階では、「地域主義」は、「弱さや猜疑心を国民の中に生み、国内の破滅的な障害の理由とさえなる」。その例として、マゾフシェのポーランド中心地域としての執拗な自尊心、ポーランドとの合同に対するリトアニアの抵抗、ヴィエルコポルスカとクラクフの間の対立などが挙げられている。「今日、いまだに頑強な地域の個別性や国民的方向性の喪失は、民族にとって悲劇的な結果を生むかもしれない」と警告し、この論説を終えるのである⁸⁴。

ここで、この論説の全体を整理しておきたい。

まず、「民族発生の理論」についてであるが、それは、「家族性(Rodzinnosc)」→「氏族性(Rodwosc)」→「土着性(Rodowitosc)」という三つの段階を経て、「民族(Narodowosc)」へとたどり着くという単線的で、拡大的な図式である。(この後の段階は、その全体としての「国民(Naród)」が展望されている。)

問題は、「民族」とは異質なものである「地域」が、時系列的にどの段階に位置づけられるかである。それは、第三段階の「土着性(Rodowitosc)」である。「民族」の直前の段階である「土着性」の段階では、それ以前の血縁的な近接性だけでなく、その地縁的な近接性を通じて「社会化」を行うため、物理的な空間である「地域」が必要

要とされるのである。

こうして、「地域」は、「民族」の「発生」の系列の中に組み込まれ、その「土台」となると同時に、「民族」の特性を保障するものとなるのである。その上で、「地域」は「国民」全体の利益に奉仕することが可能なものであり、「地域主義」は、その限りにおいて称揚される。これに對して、「地域」の分離主義的傾向や「国民」全体の利害に反することに對しては嫌悪が示されているのである。

この「地域主義と民族」という「時評」は、從来ポーランドの分裂の象徴とされていた「地域主義」を焼き直し、それを「国民」全体に対して有益なものへと変換しようとする作業である。では、その「国民」および「地域」、「地域主義」とは、具体的には何が想定されているのだろうか。その答えが次号の「時評」にある。

「地域主義と民族」の論説が終了した翌日 1846 年 1 月 4 日に「新年 (Nowy rok)」と題した記事が冒頭に掲載される⁸⁵。これは、1846 年の新年に当たり、過去を振り返りつつ、『ポーランド語版』のとるべき方針を示したものである。その際、前年である 1845 年にとりあげた記事を振り返りつつ、この自己批判（弁明）が行われる。（この論説の解説において、以下『新聞』という表記は、『ポーランド語版』を示す。）

そこで示された『新聞』の態度とは、第一に理想主義的ユートピアである「共産主義」の思想に共鳴しないこと。第二にポーランドにとつても他国に対しても「猛烈に有害」な「イエズス会主義 (jezuityzm)」に對しては戦ってきたこ

⁸⁴ Gazeta, 3.1.1846, No.2, s.5. なお、この記事と次の「新年」は、州当局も注目し、ドイツ語訳がある。NP 2959 (Die Aufsicht über die Redaktion der Deckerschen Zeitung in Pozen/ Poznan, deren Debit, und sonstige Verhältnisse), S.295-296.

⁸⁵ Gazeta, 5.1.1846, No.3, s.9-10. NP 2959, S.297-298.

とが示される。第三に「アジア主義と外国崇拜 (azyjyzm i cudzodzimszczyzna)」を批判してきたこと。これは、国民固有の生活が押し殺されることを意味していたためである。このような態度により、「自身の名にふさわしく」、「抵抗の使命が果たされた」。そして、この「抵抗」というネガティブな使命が、短期間で『新聞』の特徴を作りあげたとしている。

これに対し、『新聞』のポジティヴな使命、つまり「発展」、はいかにるべきかが続く。

まず、「州の新聞」として、まず何よりも地域や時代のことがらを展開するべきであるとする。その内容として挙げられているのは、市町村の諸事件、防衛、慈善協会、学問支援協会などの州にかかる事柄である。

続いて、「ポーランドの新聞」として、「固有の思考を展開するように務め、国民の政治的な全体像を与える」ことを目指すとされた。ただし、それは、「政治的存在ではないもの」と規定されていた。その内容としては、「民族 (Narodwosc) の思想を定義し、信仰や言語と民族との関係を明らかにする。地域主義と民族の関係を規定する」などとされた。

最後に、「政治的新聞」として、ポーランドからのニュースだけでなく、「他の国で燃え上がっている時代の問題」についても目を見張らなければならぬとし、「自分の位置から、適切な判断を与えるよう努力する」とした。

ここで、挙げられている『ポーランド語版』の立場は、「州の新聞」、「ポーランドの新聞」、「政治的新聞」の三つである。

「州」という立場は、先の「地域主義と民族」

の論説における「地域」に当たる。この記事では、「地域」であるポーゼン州の独自性を保持しつつ、「国民」全体に寄与することが目指されている。

次に、「ポーランドの新聞」という立場であるが、従来からポーゼン州と旧ポーランド王国の諸地域は、いわば「ポーランド語」の「文芸的公共圏」として結びついていた。その意味において、全体としての「国民」は「ポーランド国民」ととらえることが出来る。そして、その「ポーランド」は、「非政治的」なものとして規定されている。

これに対して、「政治的新聞」という立場は、文芸的な「ポーランド語」公共圏ではなく、政治的公共圏としてのプロイセンという枠組みの中で展開するものである。そのため、ここでは全体としての「国民」は「プロイセン国民」が想定されるであろう。

つまり、ここで展望されている「国民」は、文化的なものとしての「ポーランド国民」と政治的なものとしての「プロイセン国民」という性質の異なる二つのものである。そして、ポーゼン州という「地域」は、この二つの「国民」へ寄与することが出来たのである。

この結果、ポーゼン州の「ポーランド語」の公共圏は、州という「地域」を越えて、「ポーランド語国民」を構成すると同時に、「プロイセン国民」をも構成したのである。

結

以上見てきたように、『ポーランド語版』の二つの『時評』の作業を通じて、ポーゼン州とい

う「地域」は、『ポーランド語版』の読者にとって、「プロイセン」と「ポーランド語」という公共圏が組み合わさる場となった。これと同様に、『ドイツ語版』の読者にとっては「プロイセン」と「ドイツ語」の公共圏が組み合わさる場であった。

この結果、この時期の空間としてのポーゼン州は、「プロイセン」という政治的公共圏に組み込まれていると同時に、言語的に異なる「ドイツ語」と「ポーランド語」の非政治的な公共圏が重なっていたといえる。

そして、本稿で対象にしてきた1840年代前半に至るまで、「ドイツ語」と「ポーランド語」の公共圏は決して対立的な関係にはなかった。しかし、この関係が1846年以降変化する。

それは、直接的に、政治的な要因による。1846年2月、ポーゼン州において蜂起計画が発覚し、またクラクフ、ガリツィアにおいて蜂起が起こり、それが失敗したためである。

これらの事件に『ドイツ語版』は敏感に反応した。ポーゼン州における騒擾の様子や逮捕者の報告などは、むしろ『ポーランド語版』よりも頻繁に紙面をにぎわした。さらに、クラクフ、ガリツィアの蜂起の情報に関しては、ドイツ語のネットワークを生かして、『ポーランド語版』よりも詳細に事件を報道した。

そして、事件が一段落した1846年3月末に、「ポーランドにおける最近の事件の回顧」⁸⁶、「旧ポーランドの回顧」⁸⁷という二つの「時評」を掲載した。『ドイツ語版』は、まず前者で、1846

年の「ポーランド」における事件をクラクフを中心に振り返り、その蜂起の帰結を「市民と農民の相互の間、そして貴族に対しての虐殺」と結論付けた。その次号に掲載された後者は、旧ポーランド王国の歴史を振り返り、その国会の分裂状況などの不統一性を強調し、それが「分割」へと導いたとしている。これは、明らかに1846年蜂起の失敗の原因と重ねあわされている。

この両「時評」は、「ポーランド」における「不統一性」を強調することで、「他者」としての「ポーランド」を立ち上げることとなった。そして、その裏返しに、自身を「統一性」のある「ドイツ」として対置することとなる。この結果、「ドイツ語」の公共圏は、「ポーランド語」の公共圏と距離をとることとなった。

しかし、この時点において、ポーゼン州が「ドイツ語」と「ポーランド語」の公共圏による争奪の場となったわけではない。ポーゼン州がそれぞれの「民族」の土地として主張されるようになるのは、1848年革命を待たなければならない。

革命期に「ドイツ」という公共圏が政治的に現出することで、「プロイセン」という政治的公共圏の地位が低下した。同時に、「ドイツ」の対になるものとして、「ポーランド」も政治的なものと想定されるようになった。その結果、ポーゼン蜂起の段階では、「州」という一体性はもはや必要なくなり、「州」という「地域」の枠組みは放棄されることとなる。そして、民族や言語に基づいた形での「分割」という計画が政治的に浮上してくることとなるのである。

(わりた さとし・日本学術振興会特別研究員)

⁸⁶ Zeitung 21.3.1846, No.68, S.233-234, "Rückblick auf die Ereignisse in Polen".

⁸⁷ Zeitung 23.3.1846, No.69, S.239-240, "Rückblick auf das alte Polen".